

### NO19 室町幕府と政治

#### NO150 室町幕府の機構 2017 本

長期化していた南北朝の内乱も、足利義満の時代には終息に向かった。この時期には幕府機構の整備も進み、将軍を補佐する【ア】には、足利一門の有力守護が交替で任命された。義満は軍事・財政にも力を入れ、【イ】とよばれる直轄軍を編成し、地方の幕府直轄領を管理させた。

問 空欄【ア】【イ】に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① ア 執権 イ 評定衆
- ② ア 執権 イ 奉公衆
- ③ ア 管領 イ 評定衆
- ④ ア 管領 イ 奉公衆

正解→④

#### NO151 室町幕府の機構 2002-本 正誤

室町幕府の侍所について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 当時の侍所は京都以西の御家人の統括機関で、その長官には斯波氏が任命された。
- ② 当時の侍所は京都以西の御家人の統括機関で、その長官には山名氏が任命された。
- ③ 当時の侍所は京都市中の警察業務を中心とし、その長官には斯波氏が任命された。
- ④ 当時の侍所は京都市中の警察業務を中心とし、その長官には山名氏が任命された。

正解→西国御家人の統括機関は鎌倉幕府の六波羅探題、斯波氏は三管領を出す一族、侍所は京都の警察業務と裁判なので④が正解。

#### NO152 動乱の室町 2003 本試 正誤

動乱の室町期について説明した文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① この動乱の時代、武家社会では、しだいに分割相続が一般化していった。
- ② この動乱の時代、さかんに荘園が寄進され、荘園公領制が成立した。
- ③ 足利義満は、雑訴決断所を設置し、この動乱で激増した訴訟に対処した。
- ④ 足利義満は、南朝と北朝の合体を実現し、この動乱を終息させた。

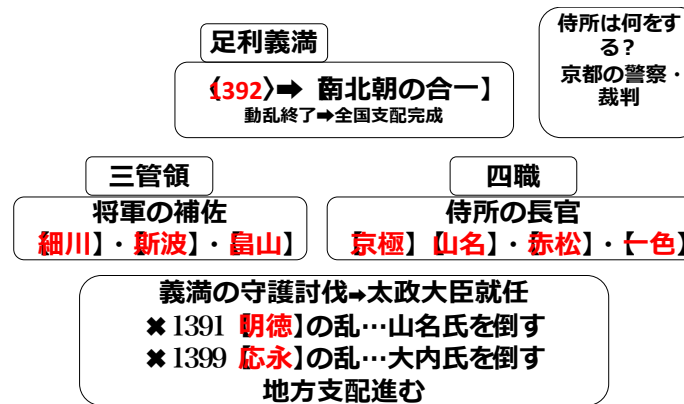
正解→単独相続が一般化、荘園公領制は平安時代、雑訴決断所は後醍醐天皇、よって正解は④

#### NO153 守護と国人 2003 本試 正誤

室町時代の守護の権限や国人との関係について説明した文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 守護が吸収した権限のなかには、それまで諸国の国衙がもっていた昨日も含まれている。
- ② 守護は守護請によって荘園や公領における年貢の徴収も請け負うようになった。
- ③ 国人は、しだいに地縁よりも血縁で結合し、惣領を通して守護に組織されるようになった。
- ④ 国人のなかには、国人一揆を結成して、守護の支配に抵抗する者もあった。

正解→③



室町幕府のしくみ

室町時代の政治満点のコツ→

#### 将軍ごとに争乱とその関係者を整理する

#### NO154 室町時代の戦乱 2010 本試 年代整理

室町時代の戦乱に関して述べた次の文Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に並び替えよ。

- Ⅰ 細川勝元と山名持豊の対立が、大きな戦乱に発展した。応仁の乱、義政の時代
- Ⅱ 周防国など6か国の守護を兼任していた大内義弘が、討たれた。義満の時代
- Ⅲ 将軍による守護への弾圧に危機感を抱いた赤松満祐が、将軍を殺害した。義教の時代

正解→Ⅱ-Ⅲ-Ⅰ 誰の時代の争乱がわかれば簡単

#### NO155 鎌倉公方と東国の政治情勢 2015 追試 四択

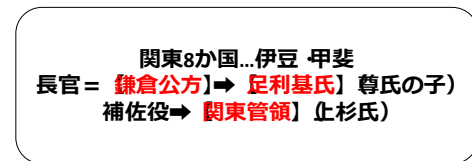
南北朝時代から室町時代にかけて東国を支配した【ア】の長である鎌倉公方は、足利尊氏の子基氏とその子孫によって世襲された。また足利成氏による関東管領暗殺を機に関東は大乱状態となった。鎌倉を負われた成氏は復権の機会をうかがったが果たせず、幕府が対抗上、新たに任じた鎌倉公方も、鎌倉に入れないまま【イ】にとどまり、鎌倉公方の実態は失われた。

問 空欄【ア】【イ】に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① ア 鎌倉将軍府 イ 下総国古河
- ② ア 鎌倉将軍府 イ 伊豆国堀越
- ③ ア 鎌倉府 イ 下総国古河
- ④ ア 鎌倉府 イ 伊豆国堀越

正解→④

ややこしい地方の動きもパネルでGO!



#### NO156 足利義満 2013 本試 正誤

センター日本史対策講座

Pain is inevitable Suffering is optional

足利義満に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 南朝の後亀山天皇から北朝の後小松天皇に譲位する形で、南北朝の合一を行った。
- ② 息子の基氏を鎌倉公方として、関東に派遣した。
- ③ 有力守護である山名氏清と大内義弘を滅ぼし、権力の集中をはかった。
- ④ 京都の室町に花の御所とよばれる邸宅を造営し、そこで政治を行った。

正解→基氏は尊氏の息子と見破りたい。正解→②

- ③ ウ 段 銭 エ 関東御分国
- ④ ウ 段 銭 エ 御料所

正解→④

**NO159 室町時代の守護の権限 2008 本試 正誤**

下線部(c)について、この時代の守護の権限や行ったこととして誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 任国内の耕作地面積や収穫高などを把握するために指出検地を行うこと。
- ② 所領紛争などについて、幕府の裁判の判決を強制執行すること。
- ③ 田地をめぐる紛争で、一方的に作物を刈り取る実力行使を取り締まること。
- ④ 荘園や公領の年貢徴収を請け負うこと。

正解→分一銭…債権額・債務額の10分の1ないし5分の1を幕府に納めることを条件に債務の保護、債務の破棄を認めてもらう手数料のこと。

鎌倉時代の将軍の知行国が関東御分国

**NO160 商業・流通の活発化 2017 本**

室町幕府は直轄領からの収入のほか、京都の金融業者や流通業者に課税し、財源としたが、その背景には、(a)地方での諸産業の発達と、それにとまなう商業・流通の活発化がある。に関連して述べた次の文XYと、それに該当する語句a～dとの組合せとして正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- X 石清水八幡宮の保護のもと、大山崎を拠点に独占的な販売を行った。
- Y 貨幣の需要の高まりによって粗悪な銭が流通し、良銭が求められた。

a-綿座 b-油座 c-撰銭 d-分一銭

- ① X-a Y-c ② X-a Y-d
- ③ X-b Y-c ④ X-b Y-d

正解→③

**守護のリカバリーシート**

鎌倉時代の守護…国ごとの軍事指揮官

権限→① 大番催促 ② 謀反人・殺害人 の逮捕の 大犯三力条 が基本

**室町時代の守護…幕府権力のもと、一国全体に及ぶ地域支配**

権限→南北朝の内乱で地方武士を統制するため拡大

- (a) 刈田狼藉 の取締り…田地紛争の際に稲を一方的に刈り取る行為を取り締まる
- (b) 使節遵行 …幕府の裁判の判決を強制執行する
- (c) 半済 …軍費調達のため、一国内の荘園や公領の年貢の半分を徴収する権限
- (d) 守護請 …荘園の年貢徴収を請け負う

守護はこれらの権限を利用して国内の武士を統制下に置く  
国内の荘園・公領は守護の支配によって安定

**戦国大名…幕府の権威から自立し、独自の地域支配を行う**

家臣団の統制

- (a) 指出検地 で貫高(銭量)を把握→農民の土地・年貢量を検地帳に登録  
家臣となった国人や地侍は貫高に見合った軍役を負担する→(b) 貫高制
- (c) 寄親・寄子制 …有力家臣に地侍をあずける形で組織化、集団戦が可能

南北朝の動乱

財源

足利義満

御料所 直轄領の収入

守護 地頭への課税

- 段銭 田にかける
- 棟別銭 家ごとにかけた
- 関銭 関所からあがる
- 律料 巷の使用料

仕倉役 酒屋役  
高利貸業への税 酒屋への税

室町幕府



**NO157 守護と国人 2003 本試 正誤**

室町時代の守護の権限や国人との関係について説明した文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 守護が吸収した権限のなかには、それまで諸国の国衙がもっていた機能も含まれている。
- ② 守護は守護請によって、荘園や公領における年貢の聴衆も請け負うようになった。
- ③ 国人は、しだいに地縁より血縁で結合し、惣領を通して守護に組織されるようになった。
- ④ 国人のなかには、国人一揆を結成して、守護の支配に抵抗する者もあった。

正解→血縁から地縁が室町期後半のキーワードだ→③

**NO158 室町幕府の守護の権限拡大 2008 本試 正誤の組合せ**

室町幕府は、地方支配のため、鎌倉幕府以来の守護を置いたが、(c)その権限は、南北朝動乱の過程で、大幅に拡大されていった。守護はこれらの権限を利用して荘園や公領を侵略し、国人などの武士たちに分配して家臣化を進めた。また、従来の国衙に機能もしだいに守護のもとに吸収され、任国内に独自に(ウ)を賦課することもあった。守護のなかには、一族で複数の守護を占めるものもあり、領国支配を強めて大きな権力をもつ者も現れた。

しかし国人などの武士のなかには、自立的で、守護権力に対抗した者も多かった。幕府は、国人や古くからの足利氏家臣、守護の一族などを奉公衆という直轄軍に編成し、京都において将軍を護衛させる一方、諸国に散在する将軍直轄領である(エ)の管理をゆだね、守護の動向を牽制させた。

問 空欄(ウ)(エ)に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① ウ 分一銭 エ 関東御分国
- ② ウ 分一銭 エ 御料所

センター日本史対策講座

(d) **分国法**の制定…多くの戦国大名は家法・壁書など分国法を制定  
喧嘩両成敗（私闘の禁止）、家臣の婚姻制限、家臣の城下町集住など

Pain is inevitable Suffering is optional